和装本
ケ5
44
90

大坪本流武馬必用巻之三

禮馬　目録

一 白馬廿節會の事
一 正月家初の事
一 倭鞍唐鞍移鞍の支
一 前延後延七鎊の事
一 馬道具に六鎊ある事
一 神佛門前家祝のこと
一 手綱の捻鞭の礼の事
一 馬綱元渡の支

一 蟇目ある射様の事
一 少年の人ある家動の事
一 流鏑馬の事
一 牛追物の事
一 犬追物の事
一 笠懸の事
一 草鹿の事
一 八的の事
一 挟物の事
一 競馬の事
一 鞍の品々を定むる事

一 騎馬指進退する者の事
一 馬の性を直して装束の事
一 乗事の庭乗様の事
一 庭乗の品々の事
一 馬場の乗様の事 附 亭の建様の事
一 厩の建やうの事
一 大内ゟ宮の品々知る事 附 将軍家厩の事
一 馬を始て厩へ入る時の事
一 馬場亭の事
一 鞍鐙附の事

一 礼致軍馭せしむる術の用ゐる理を知る事
一 鞭の數の法を知る事
一 鐙の乗さする事
一 轡の乗さすやう事
一 手綱の乗様を知る事
一 押懸の法拵子の秘ある事
一 切付の事 附 障泥之事
一 手綱の事

大坪本流武馬必用巻之三

東武 斎藤定易彙編

一 白馬の節会をもしらぬ事ハ禁中にあかく
正月七日に葦毛の馬を牽せ七ツ廻し一年の
天下の萬年中の邪気を除くまつりとして事
なるを歳毎にこれありしを白毎の邪雑気のう
せぬ事なりしが後と礼致の書にも記す
一 正月家始に白馬(ひめたち)御覧之式とある日を若とする
しより続く持る文飛ぶる姫としてをかくも
ありし時に陽を以て取らしむ家人ハ夜類

是段より上下を定め一筆定むる事に記く　六合
之を拂ひ地に三尾地七返宗徳の地に二返於
合十二返あり文固年の宗初に十二の留あり
初輪三返是陽に返して下ニも後ハ陰陽に
返しそあり宗人ハ宗の船の方へ向て大
筆神御年神年に奉る寺の神を請し祝詞
して立て陽にむかひて宗ありし納る所も陽
に向く立あり並して宗初よ立式法立て
用る事あり志事あり口伝

一大内にして馬に十二の備ありといふハ後

鞠庭鞠袴鞠の事ありて備甲の目子の
の事あひあり

一馬に七備といふ事ハ鞠に七日鞠の法ありて是
も大内にして儀式の折より寄進猶進に用る
鞠と抄物筆をにも寄進の備り用ひたる事を云り

一水浅雲数極蝶音楽ハ八ツ子の記大滑子小滑
子の法いろいろあることともあり

一神佛の門に宗様ありける人也人の所前宗の
法あり是分け宗やうしあるハ是あり

一定人也人の様宗立して佛ある也是にハ魂の

礼あり文武方の好たまんとある時ハ至極の
礼あり

一 ある諸家より上ヶ手下ヶ手の礼あり 出陣
のあるの礼まちまちあり

一 蟇目のある家様々あり君姫君の式法あり
家人の装束ありあるの金銭ありて献者も
分あり 鞍の法並ニ礼者ニ作法あり庭
敷并ニ総領のあるにもあり

一 少年の人の家勤ニ式法あり 元家の人ニ
作法あり 文武筆家并君ある家勤ニ 流鏑

[illegible]并君様法々たまとある事なり [illegible]武
法礼致ニ法まかせるなり

一 流鏑馬ハ天武天皇の御宇に [illegible]ニ始まり更
よりこの方様々武士の第一ニ勤るなり
清和天皇御幼年ニおりましけるとき
よりあるの後ニ思く御業十三流に流鏑
ある様たまし三つの的をもニあそなしける
とて [illegible]ニ清和君諸士の勤なりけるニ
何としてか今ハ神社の祭礼ひとつ残りける
それ流鏑馬ハ [illegible] 是様 [illegible]

事にこそあまた流鏑の古実甚遂といふ者
あり平家の類ひありけれとも流鏑するの藝
を窮て秀郷卿の秘決を懐にする人流鏑するを
射鏑と平貞次免し露顕神に武流鏑すと
作付る家射氏ある道しして宗也はる
三度に及ぬれとも達者にして宗匠し遂
に三つの的をも射とり射返し射鏑を感
に入玉ひ東境をたまひきのより作付し上げる
これ神も武田よりまりまして武備を伝へ
給ふとのみあるとし文神代人代の神せより

てこそ流鏑の別ある事也

一 牛追物と云ふ事は神功皇后異賊追討の
時より始り武士の勤となり朝家の能事
射術を専ひまひしし射鏑の事も牛追
あそばしまひまれけると春経にも見得り
けるよりされとも達者にして別らに
あまりしてこそ如何なる術ならんと

一 犬追物といふ事は諸射の大儀なり昔時
神功皇后の御宇に始まり文武天皇の御門
の時よりも武術世に行ひ得る天皇の方

家の犬追物一里一城の犬追物九ヶ所犬追物
四ヶ所犬追物鎌倉犬追物ありて方々流派
の有る 細川家ハ並小笠原殿流派の有を始
として ちりくヽ王子の里犬追物あり 其法
武家ニむつかしきことあり 三ヶ所の有る 武
為る事ハ一國一城の主なる士勤らるヽ事也
一 笠掛ハいつより起りて 建久年中
遠笠掛 小笠懸 歩射 笠懸（七夕笠掛の事也）遠笠
懸射 騎笠掛 騎射 笠懸あり 犬追物ニ
つきたる 騎射の大義として当るへし

一 笠懸ハいつより 鎌倉殿より始まりて建
久三年八月十日 梶原北条三浦等の武士
選出させし 武勝負ありける事 東鑑ニも
見へたる 争競騎射ニして 免津式外
さす射くれるんといふ 訓しあるへし
一 八幡の垂迹の代より始りけるといふ事
さらす 古記録ニも 八幡宮の曲尽之人得
これらの事ども 鎌倉殿の時より毎年ある
へし 烏帽子 指貫 狩衣 揚袴 笄 小
刀 右八人の式ニて場ニ立てくる式作還 ーーく

たまし一張射はなり　射礼の勝負にして中張
こまやかにあらそふとする賭射の訓しなるを下
文略張八つ立てゝ射るとも云てり

一 標前は一条に弓手は賭射の後功者にして於
事を定め出すり、千標の形は弓手之
九寸とはかりも串にはさみ立てゝ馬上
より射る之　弓串は八寸の竹葉を弓ハ寸
切て串に挟て立るなり　さる時は弓手
弓方之まゝ九寸とは九つに板を割て手
一分を立て射る事なり　板の表に切目

をつけて矢中るときは　板割柄るやうになりて
事なり是は古き勝負をしかに中をあらそふ
賭射なり　世に三々九の手挟といふも此の事也

一 競馬は古代の賭弓なり　漢に荊楚歳
時記にあらく見えたり　倭に礼経左伝及史記
武にあるなり　五月五日に此事
ある後はこれをも今に見えたり　加茂の
御祈の神事にては揃いてまゝてり　競る
手番何事もあらそうまゝに要をとなり
る二手を左右にわかちて　勝負をあら

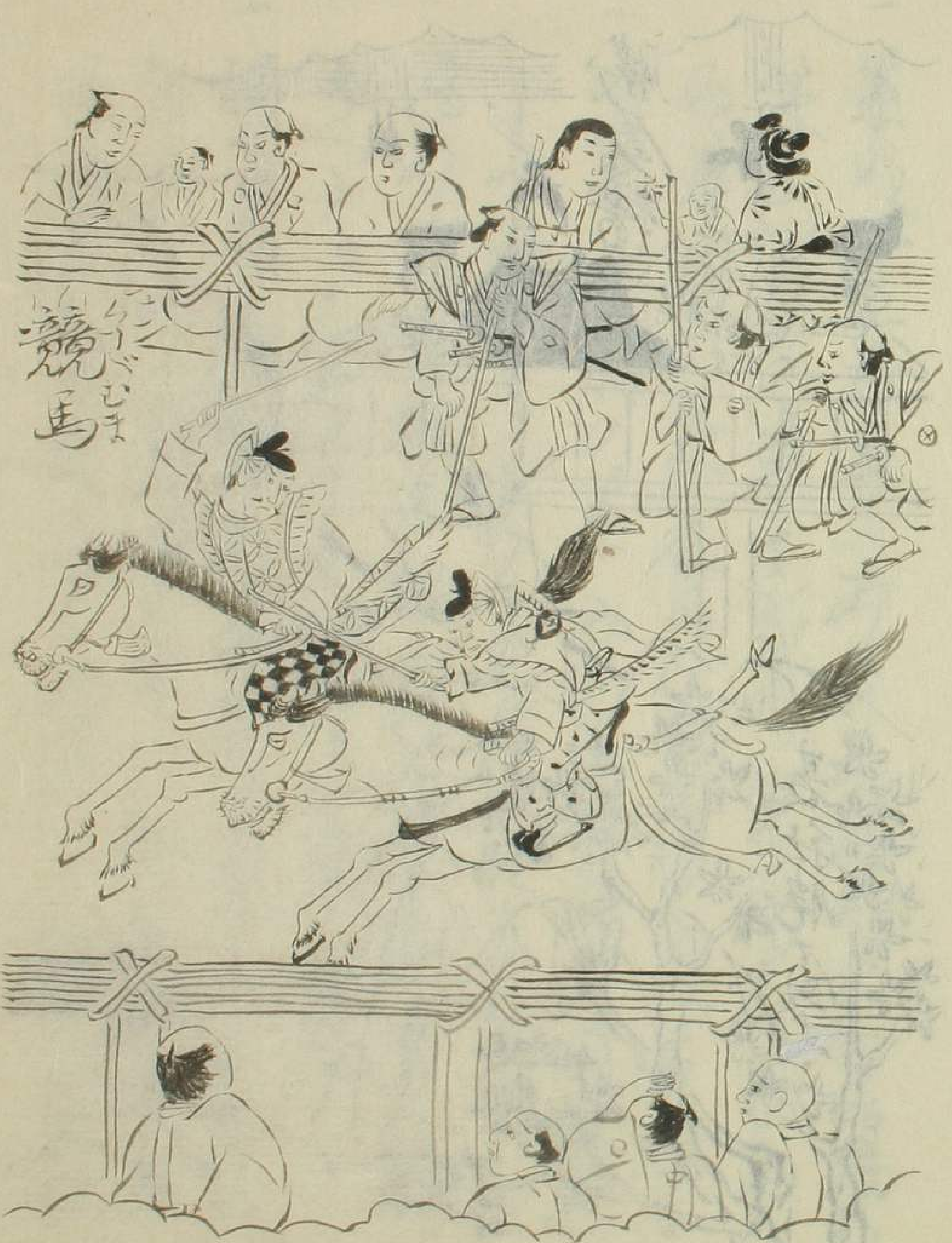

たよ為り　天下武士縦横あり　追従あり
或花の揚あり又公人切首小あるまじくて
き儀をまけらし愛之の筆子ニ代法
授あり　競ふる訓し　競ふる訓向
二つの習ひあり
将のうち競る駒の儀まけ玉
雲竹人此筆の書うし
まゝ男女の被るまそて　競ふる此花家る
事あり今も当流に於りて家の法
授くは知るなの之

一 筆の仕立様品々あり 天地の筆 陰陽の
筆 二つ有之の筆 三戒の筆 桃房筆 南天
の筆 梅の筆 蓮の筆 挿入の筆 附子
の筆 婿姻の筆 ○部の鞍 四気の鞍 無
して鞍中より いつけ 鞍より 切と云
紙あり 青鞍より 根付迄可寸 道紙が
きくより 已と七寸 切あり 陣に絵
一 諸事指出仕様あり 紙の扇を 千余の
所より 武士の軍に 執着 例の具
として 右祝詞の 紙あり 諸事出仕

立石ありたきやうあり ぬくときハん
石あり
一 例式の内書 るの時ハ無して秘皆
皇子それ〳〵の結遊ありまして四
良四本無の内書 尚以て一切のる具ハ
借文あり口伝へし
一 四季によりて いろ〳〵家様あり 春ハ
桜を植へし 夏ハ柳を植へし 秋ハ楓をの
こし 冬ハ松をのけて家と知るよし
されとも春中ては 花もいまハ咲ぬ雪

楠木のこらんつらん時ハ 松桜をのけて冬
春を口傳へし家とする也 夏ものこらんの
家あらハ 桜柳をのけて 春夏ふ家とそう
つく家するハいとゆかしきまゝ 秋の庭
もみの庭も相図し 口つらん 右月の庭
とて 四季境の家やうあり
一 庭家ふせ無して 武佐多き年あり
いわしへの武士ハ芸掛の事八的の曲を庭
家まとして 其の趣そうて 武子あらハ
時のえ 松苦の庭 妻戸の庭 軍陣式庭

ありさかさしの庭事様あり如此なる
く蹴鞠の庭なりとも事なる說のみなる
やうに定まりけれ当流の庭になる
かくのごとくなりけると あるにや一段ま
りて定まるよし 殊に古実あるか
なり 鎌倉将軍家御時わるありける
家の兼雅卿此後あるへしとそ武家
之備の光宅に入池し給ひける頃光
まつこひのあまり 鞠る一足引まいらせ
ける其ある立勢に一首の詠をそつけ

二木庭

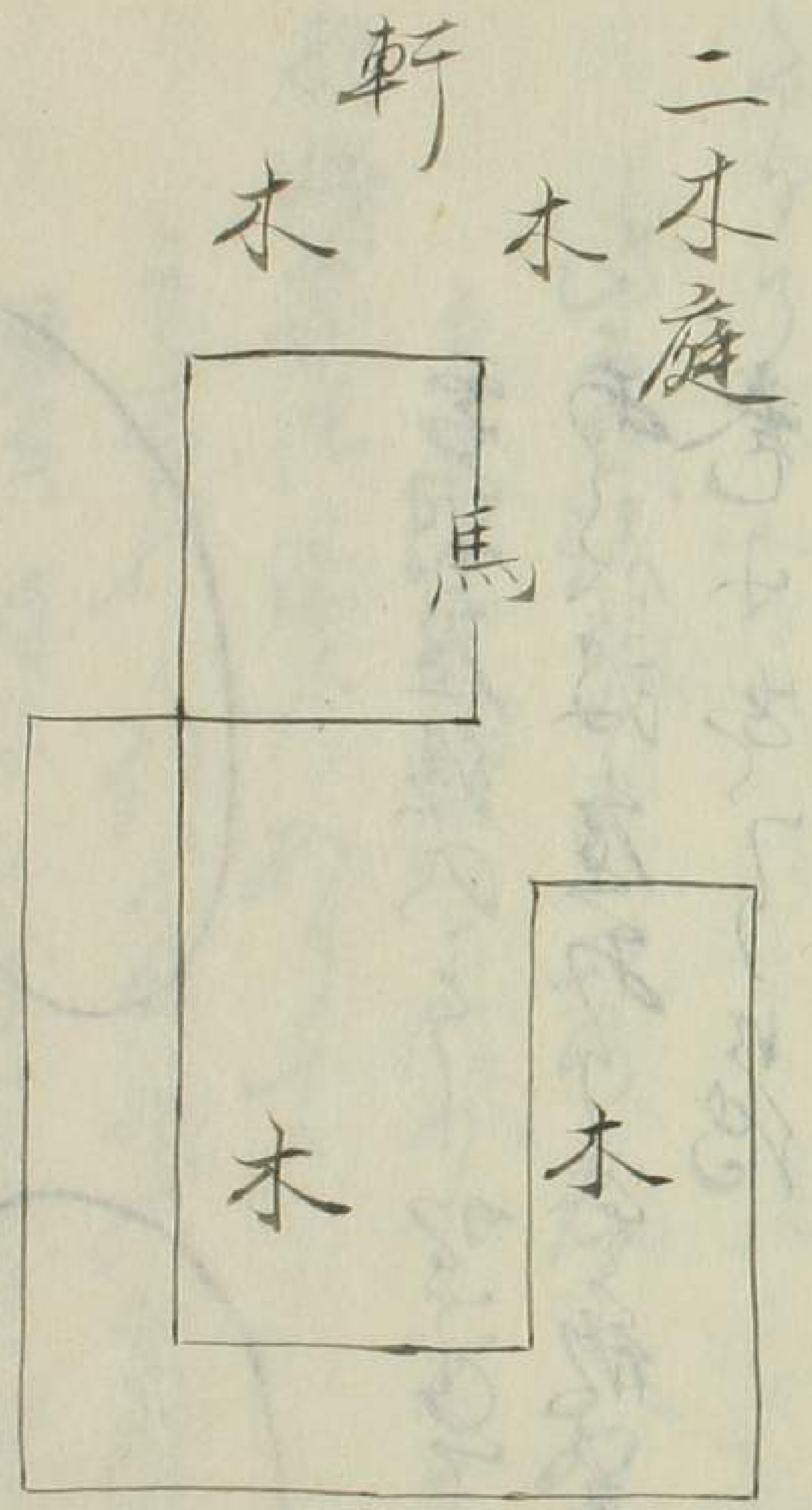

四季共に懸木を二本の庭は
冬の景色を見る時の夕あり秋
冬の梢ひある庭なるは 蓮盤
二本残して懸くへし 俗

雪胡庭

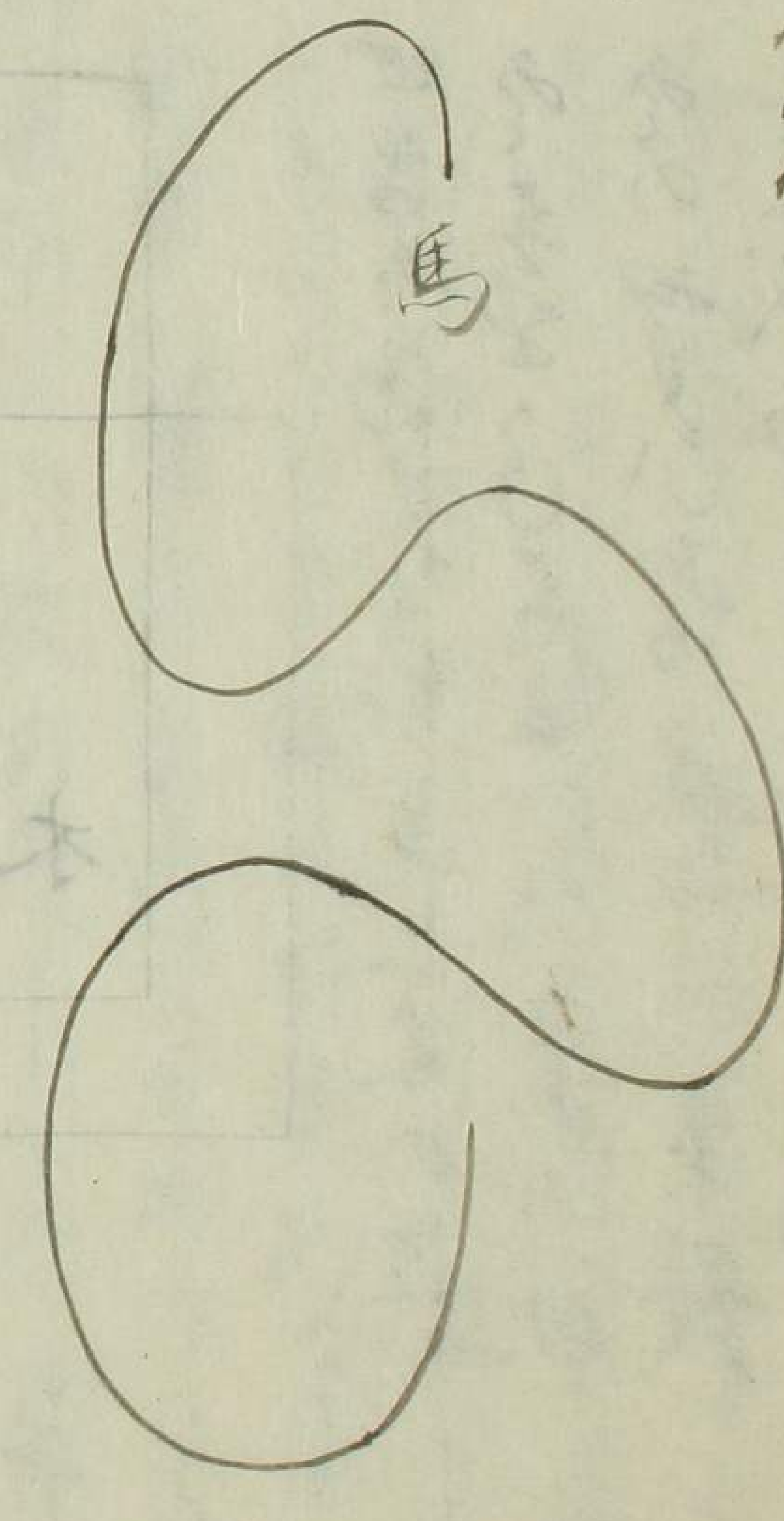

雪胡庭縫のことし然して両方
あり一段庭ありてを秘幕本の
巻に出てけり伝

くりける
此雪胡縫ハ四の光に有事にて
是ハ鞠のためしをそめく
於将軍家御沙汰ありて
是これと引る鞠に雪胡縫は
鞠諸子之事也とて有りに
二段とそれ宮中にむしとさの方縫にて
よあるかく　西海の庭　横庭の庭　接
庭ましてゐ此庭縫ありしめ三ツの庭
の字やう　又大事ありすかつち幕の事に

こまやかなり
一 ある場ハ東西も可なりといへとも南に
日を受くるゝ古実ありて古しへより今
いたるまで南より庭数寸あまりあまし
とも黒門の方多くはせて施さるるよし
亭の建やう東西南北ともにひとく
結文あり場のはれあけやう小三つの習
あり 追廻しの結あり 本場施場
小庭して横竪の寸数あり 古事の
施やう子すんしやくあり 花る場にて腰

板の赤やうあり 附の志きやうありまし
て柱る場といふ結文ありまして木の
植やうは段ひ井の付けある事也
一 廐の建やうありて流の付やうあり其
て廐の口をは北へ向くあけさうるなり
七道の方ハ扣る無なります宮のあけ
やうはするひ也
一 宮園令の廐あり 曲廐 廐棗あり 廐牧
令あり 武家にハ洛の廐 陽の廐あり
まつ黄廐の廐とする事も結あり路

一　ある謡始まる所へ入る前に吉日あり引入て
文武法あり
一　ある備参所参の式法あり廣大にも参る
事之夜宿接人甚き祖を参る甚ハ
先鉢を参る文所備の内に習ひあり
ことなり
一　数舞を謡ふ時もある祖謡ふる数大
略神宮万宮場に参る事之平法式台
或絵の義につまのひろ之
一　先生の上ある礼数を志られん之数

一　些し節数をとりまされハ平数に切ある
礼箪の二数ハ表数の友翼と志るへし
ことへ里
一　謡も謡可とす謡の節とハ書所
ゐるあるにも渡るあるにもよく座合貴に
乱つる為く紀合なきハその為り曲ある所
子も搬りありけるよりて家人
も文庄義謡辭ても為く業外る事も為
し此人に謡の心て謡ハふしてもいまも
用る事なり又書孝より昌山中勢大幡

古法眼周備まては　家人村の作名しけれ
代々は家人の名にてやあらさるゆへ村の銘
もみえ侍らさる也　されとも東山殿光源院
殿より茶代の作は　木汁かへきてあし
家人は作のくるを嗜事あり　かくさゆへすき
曲をもとめて　作字にも世に持つるは

一　靱は当代のあつらへもよくさるあつらへより
されとも当流のあつらへは　様やしに法文
あり

一　靱は　古き銭のしとす　大中小九角の靱

古風は当流まて用る也　此外の靱無用
の事なり　文彩靱を好まし錬のよう
事に金を入るなり

一　手提は細きもよし太きもよし　文寸法は七
寸五寸に古今するなり　されとも七寸は
大の外と志るへし　軍の手提といふは仕立
やうに秘事あり

一　兩色の仕掛加減　色々の出流　殿中はしめ
先々大事の寸法　家皮毎に二銭つゝさすなり
なりましては小形はゝ出りしとゝめるなり

一 切付もちゐ候ハゝかならず用 浮流も
ちかひて定りかたき儀可有之事
一 手綱を顛かく当世はやる人多し 乗馬
あひちかひ候してあひ乗之 唯 縮
手綱儀可有之事